

令和元年度第1回

通算第31回

函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和2年2月25日（火曜日） 午後3時
開催場所	市役所8階第2会議室
議 題	1 会長および副会長の選出について (公開) 2 制度の運用状況について (報告) (公開) 3 その他 (公開)
出席委員	繪面 和子 委員, 木村 暢夫 委員, 佐藤 敬一 委員, 田島 久吉 委員 堀田 剛史 委員, 三浦 由貴子 委員, 森 真由美 委員
欠席委員	なし
事務局の出席者の職氏名	総務部文書法制課長 里村 昌則 総務部文書法制課主査 橋本 志歩
傍 聴 者	なし

里村課長	ただいまから、第31回函館市個人情報保護運営審議
	会を開会します。
	私は正副会長が選出されるまで進行役を務めさせてい
	ただきます、文書法制課長の里村と申します。どうぞよ
	ろしくお願いいたします。
	委員の皆様におかれましては、本審議会の委員への御
	就任に当たりまして、快く御承諾をいただき、誠にあり
	がとうございました。また、日頃より本市の個人情報保
	護制度の運用につきまして、種々御協力を賜りまして、
	誠にありがとうございます。
	本来であれば、総務部長から一言御礼を申し上げると
	ころですが、あいにくと別の用務が入っており出席がか
	なわず、誠に申し訳ございません。委員の皆様におかれ
	ましては、今後とも個人情報保護制度の適切な運用のた
	め、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
	それでは、着席させていただき、進行させていただき
	ます。
	次に、私から、委員の皆様の御紹介をさせていただき
	ます。函館市個人情報保護運営審議会の委員の任期は、
	2年となっておりますので、改めて平成31年3月1日
	付けで御委嘱申し上げ、皆様再任となったところでござ

	いますが，本年1月に委員の交代がございました。
	それでは，交代されていない委員の皆様から，お手元
	の委員名簿の順番によりまして，御紹介させていただきます
	ます。
	繪面委員でございます。木村委員でございます。
	佐藤委員でございます。田島委員でございます。
	堀田委員でございます。森委員でございます。
	次に，交代された委員でございます。
	1月16日付けで原委員の後任として御就任いただきました
	ました，三浦委員でございます。
	以上，委員の皆様の御紹介をさせていただきました。
	それでは，次に，議題の（1）会長および副会長の選
	出に移らせていただきます。
	函館市個人情報保護運営審議会規則第2条第2項に
	「会長および副会長は，委員の互選により定める」と規
	定してございますので，委員の皆様の互選により会長・
	副会長をお選びいただきたいと存じます。
	それでは，会長・副会長の選出の方法ですが，差し支
	えなければ，委員の皆様方の推薦によりまして，会長・
	副会長を決定したいと存じますが，この方式でよろしい
	でしょうか。

	(異議なしの声あり)
里村課長	御異議がないようですので、会長・副会長の御推薦を
	受けたいと思いますが、御発言はございますでしょうか。
佐藤委員	会長には堀田委員，副会長には繪面委員をお願いした
	いと思います。
里村課長	ただいま，佐藤委員から，会長には堀田委員，副会長
	には繪面委員をとの御発言がございましたが，皆様い
	がでしょうか。
	(異議なしの声あり)
里村課長	御異議がないようですので，会長は堀田委員に，副会
	長は繪面委員に決定させていただきます。
	それでは，堀田委員，繪面委員には，恐れ入りますが，
	会長・副会長席にお移り願います。
	(それぞれの席に移動)
里村課長	それでは，これからの議事運営につきましては，審議
	会規則第3条第2項の規定に基づき，会長が議長となっ
	て進めていただくこととなりますので，堀田会長，よろ
	しくお願いいたします。
堀田会長	皆様，本日はお忙しい中お集まりいただきまして，あ
	りがとうございます。
	委員の皆様の御推薦をいただきまして，会長を務める

	ことになりました堀田でございます。よろしくお願いいたします
	たします。
	昨年末ですが，政府の個人情報保護委員会が，今年の
	個人情報保護法の改正に向けて，「個人情報保護法 い
	わゆる３年ごと見直し 制度改正大綱」を公表しました。
	この大綱では，「個人データの乱用」という，デジタル
	時代の新たなリスクなどを受け，個人が望まないデータ
	利用の停止などについて，事業者に請求できる要件を緩
	和し，個人の権利を拡充することが盛り込まれておりま
	す。
	個人データの保護の機運が世界的に高まる中，個人情
	報保護制度のより適切な運用の重要性はますます増して
	おります。
	今後とも，函館市における市民の個人情報の適正な取
	扱いのため，制度の運用がより一層適正に図られるよう，
	委員の皆様のお協力をお願い申し上げ，開会に当たって
	の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします
	す。
	繪面副会長から何かございますか。
繪面副会長	どうぞよろしくお願いいたします。
堀田会長	それでは，着席して進めさせていただきます。

	次の議題に入りたいと思います。
	はじめに、これからの審議の「公開・非公開」についてお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、会議は公開で行うということで御異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声あり)
堀田会長	異議がございませんので、会議は公開で行います。
	それでは、報告事項である議題の(2)制度の運用状況について、事務局から説明願います。
里村課長	それでは先に配布させていただきました、A3版の「制度の運用状況について(報告)」により御説明申し上げます。
	はじめに、表紙の次のページ、別紙1「個人情報の収集等届出状況(平成31年(2019年)3月31日現在)」についてでございます。
	この届出は、個人情報保護条例第6条第1項の規定により「実施機関が、継続かつ定型化して個人情報の収集等を行う」場合や、「届け出た個人情報の収集等を廃止する場合」などに、市長宛てに提出することが義務付けられているものでございます。

	この資料に記載の届出件数は、全ての届出が平成30
	年度中になされたということではなく、以前から個人情報
	報の収集等を開始するに当たって、届出が行われていた
	ものに、平成30年度中に新たに届出があったものを加
	え、さらに平成30年度中の届出の変更・廃止件数の増
	減を反映させ、平成30年度末現在で、各実施機関が、
	継続かつ定型化して個人情報の収集等を行っているもの
	の件数でございます。
	昨年(平成29年)の3月31日現在、市長、議会、教育委員会など、
	11の実施機関から提出済みの届出が、この表の一番右
	下の合計欄に記載のとおり3,209件でございます。
	この数字の左側にあるカッコ内の3,165という数
	字は、前年同期の件数で右側の数字3,209との差し
	引き44件が前年と比べて増加しております。
	実施機関の部局ごとの増減と課ごとの内訳につきまし
	ては、御覧のとおりでございますが、その主な内容とい
	たしましては、収集を始めたものとしては、競輪事業部
	事業課におけるギャンブル依存症による電話投票等の利
	用停止等申請のための「ギャンブル依存症による電話投
	票・インターネット投票利用停止等申請に係る加入者・
	親族情報」や、市民部国保年金課における後期高齢者医

	療の限度額の適用を申請するための「後期高齢者医療限
	度額適用認定申請書」，さらに，経済部食産業振興課に
	おける函館パッケージ展応募要件の適格性判断のための
	「函館パッケージ展デザイナー関係参加者一覧」などで
	ございます。
	以上，「個人情報の収集等届出状況」について，御説
	明申し上げました。
堀田会長	ただいまの，個人情報の収集等届出状況の説明に対し
	まして，各委員から御質問等ございませんか。
	ないようですので，引き続き運用状況について説明し
	てください。
里村課長	それでは，次のページの別紙2「平成30年度（2018
	年度）における目的外利用等の状況」を御覧ください。
	表の説明に入る前に，目的外利用等の制度の概要につ
	いて御説明申し上げます。
	個人情報保護条例第8条第1項および第2項には，実
	施機関は，個人番号（マイナンバー）を含む個人情報で
	ある特定個人情報を除いた個人情報を，収集した目的の
	範囲を超えて実施機関内部または実施機関相互に利用し
	てはならないこと，また，収集した目的の範囲を超えて
	市以外のものに提供してはならないことが規定されてお

	ります。
	市の内部において、収集目的の範囲を超えて個人情報
	を利用する場合を目的外利用、市以外のものに提供する
	ことを外部提供と呼んでおります。
	このように制限のある目的外利用と外部提供ではあり
	ますが、条例上、一定の場合に行うことが認められてお
	ります。それがどのような場合かと申しますと、1つ目
	は「法令または条例に特別の定めがあるとき」、2つ目
	として「本人の同意があるとき」、3つ目として「人の
	生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急
	かつやむを得ないと認められるとき」、4つ目として「正
	当な行政執行に関連して目的外利用をするとき」、5つ
	目として「審議会の意見を聴いて公益上必要と認めて外
	部提供をするとき」の5つがございまして、これらの場
	合には、目的外利用や外部提供を行うことができること
	になっております。平成30年度におけるその該当事例
	をまとめたものが、この資料になります。
	まず、「1 目的外利用」の状況でございます。
	収集目的の範囲を超えて市の内部で個人情報を利用し
	たものでございますが、件数は19の課において合計
	127件となっております。

	目的外利用された個人情報保有する所管課および主
	な利用内容や利用した課は、御覧のとおりでございます。
	この目的外利用の主なものについて申し上げますと、
	財務部税務室市民税担当が保有する市・道民税の課税状
	況等に関する情報を、福祉事務所や市民部国保年金課な
	どが、生活保護費支給事務や国民年金保険料の免除に利
	用するなどしております。
	また、財務部税務室資産税担当が保有する固定資産の
	状況に関する情報を、国保年金課が国民健康保険料の賦
	課算定に利用するなどしたほか、土地・家屋の所有者情
	報を総務部総務課が防災に関する周知対象者の把握等の
	ために利用しております。
	財務部税務室の5つ下になりますが、保健所地域保健
	課と保健所生活衛生課が保有する診療所の開設届や理容
	所、美容所台帳などを、固定資産税の賦課事務のため、
	財務部税務室資産税担当が利用するなどしております。
	続いて、その2つ下の課になりますが、子ども未来部
	母子保健課が保有する予防接種台帳の予防接種実施状況
	等を、児童虐待が疑われる事案の早期発見や適切な保護
	のために、子ども未来部次世代育成課が利用するなどし
	ております。

	さらにその下です。子ども未来部子育て支援課が保有
	する児童扶養手当受給資格者の口座情報等を，入学準備
	給付金の支給額の決定のために，教育委員会学校教育部
	保健給食課が利用しております。
	次に同じページの下の方，「2 外部提供」でござい
	ます。外部提供とは国や道，他の地方公共団体などの市
	の外部に，収集目的の範囲を超えて個人情報を提供する
	ものでございますが，その件数は記載のとおり26の課
	において，390，472人分となっております。
	外部提供した個人情報を保有する所管課および主な提
	供内容や提供先は，御覧のとおりでございます。
	このうちの主なものでございますが，表の上から3番
	目の財務部税務室市民税担当では，主に「市・道民税の
	課税状況等」を税務署や他の地方公共団体などに
	32，493人分提供しております。
	また，その1つ下の財務部税務室資産税担当では，「資
	産等の課税状況に関する情報」などを税務署や他の地方
	公共団体などに8，186人分提供しております。
	資産税担当から4つ下の保健福祉部地域福祉課では，
	函館市民生児童委員連合会に対し，民生委員の担当地区
	内の世帯の状況を正確に把握し，生活に関する助言その

	他の援助を行うための基礎資料として、住民基本台帳中
	の住所、氏名等を260,530人分提供しております。
	これは、市民の皆様全員分ということになります。
	その1つ下の保健福祉部介護保険課では、本人の同意
	の下、介護保険サービス認定調査票などの情報を、居宅
	介護支援事業所や介護保険施設等に対し、介護サービス
	等計画を作成するためなどで、43,270人分提供し
	ております。
	介護保険課の2つ下、福祉事務所生活支援第1課では、
	生活保護受給の有無の情報などを本人の同意の下、日本
	放送協会、NHK北海道南営業センターに対し、受信料
	の免除手続のために提供しているほか、国民年金法に基
	づき函館年金事務所などに、7,921人分提供してい
	ます。
	また、その2つ下の保健所生活衛生課では、食品衛生
	法等による営業許可台帳の情報などを函館税務署等に提
	供しているほか、北海道農政事務所に対し、食品表示法
	等による業務の遂行のために24,000人分提供して
	おります。
	また、その7つ下の企業局上下水道部業務課では、給
	水管所有者の情報を指定工事業者などに、8,575人

	分提供しております。
	以上、「平成30年度における目的外利用等の状況」
	について、御説明申し上げました。
堀田会長	ただいまの、平成30年度における目的外利用等の状
	況についての説明に対しまして、御質問等ございません
	か。
	なければ、私から1つお伺いしたいんですが、先ほど
	目的外利用の例外のところ、法令、条例に定めがある
	場合と、それ以外の、緊急やむを得ない場合、行政に正
	当な理由がある場合、審議会の意見を聴く場合とありま
	したけれども、1つ目以外の、緊急の場合や、正当な理
	由により目的外利用されたのは何件でしたか。あまりな
	いのかなと思います。
里村課長	そうですね。緊急やむを得ないというのは基本的にあ
	りません。ほかの部分については詳細は今持ち合わせて
	いませんが、件数的にはそれほど多くないと思います。
橋本主査	法令に根拠があるものの提供が多くなっています。
堀田会長	分かりました。ほかよろしければ、引き続き運用状況
	について説明してください。
里村課長	次のページに移りまして、別紙3「平成30年度自己
	情報の開示等の請求内容と処理状況」についてござい

	ます。
	個人情報保護条例では、請求権として、1つには、自
	己情報の開示を求めること、2つ目には、記録の内容が
	事実でないときに訂正を求めること、3つ目には、収集
	の制限に反したときに記録の削除を求めること、4つ目
	には、目的外利用・外部提供の制限に反しているときに
	その中止を求めること、以上4つの請求権を保障してお
	ります。
	平成30年度の請求は、表に記載のとおり全て自己、
	自分の情報を見たいという、開示請求でございました。
	16人の方から26件の請求があり、このうち、2人の
	方に全部開示、9人の方に一部開示、5人の方に非開示
	の決定を行っております。
	非開示の決定となった5人の方でございしますが、開示
	にならなかった理由は、5人の方全てが、資料に記載の
	期間内に、戸籍等の請求書などについて実際の交付実績
	がなかったことから、「請求に係る公文書を保有してい
	ない」ことがその理由となっております。
	一部開示の決定となった9人の方の開示されなかった
	部分があった理由につきまして、主なものを申し上げますと、まず、「整理番号2」を御覧ください。「戸籍等

	の請求書」の開示請求でございますが、地方公共団体か
	らの公用請求によってなされた請求対象者のうち、開示
	請求をされた御本人以外の氏名、住所などが判明する情
	報につきましては、自己情報の開示請求者以外の情報で
	あって、請求を行うことができる本人の情報でないこと
	から非開示となっており、全体としては一部開示となっ
	たものでございます。
	また、「整理番号4」の「行き過ぎた指導を行ったこ
	とに関して記載された報告書」に関わる開示請求でござ
	いですが、開示にならなかった部分の理由は、まず、児
	童の学年、学級、情報提供者が判明する記載等について
	は、開示した場合、自己情報の開示請求者以外の個人の
	利益、プライバシー等を損なうおそれがあるため、また、
	記録されている情報は、保護者、児童およびその他の学
	校関係者等から入手した情報であり、開示した場合、学
	校の調査等に対する信頼を失い、教員の指導に関する相
	談をためらうことになって、ひいては学校運営の推進に
	著しい支障を来すおそれがあるとの理由から非開示とな
	っており、教育委員会職員の所見については、教育委員
	会内部における検討に関する情報であり、開示した場合、
	学校運営の推進に著しい支障を来すおそれがあるとの理

	由から非開示となっており、また、請求者以外の個人生
	活に関する記載については、自己情報の開示請求者以外
	の情報であって、請求を行うことができる本人の情報で
	ないとの理由から非開示となっており、全体としては一
	部開示となったものでございます。
	次のページを御覧ください。「整理番号13」の「社
	会福祉施設における事故等の発生状況報告書」の開示請
	求でございます。当該事故関係者の住所、生年月日、年
	齢および採用年月日については、自己情報の開示請求者
	以外の個人の利益、プライバシー等を損なうおそれがあ
	るとの理由から非開示となっており、法人の印影につい
	ては、自己情報の開示請求者以外の情報であって、請求
	を行うことができる本人の情報でないとの理由から非開
	示となっており、全体としては一部開示となったもので
	ございます。
	また、「整理番号16」の生活保護台帳の開示請求で
	ございますが、保護台帳中のケース格付けやケースワー
	カーの所見、福祉事務所の方針を記載した部分等につい
	ては、開示することにより請求者に誤解または予断を与
	え、今後の自立助長等の適正な指導の効果が期待できな
	くなるおそれがあるとの理由から非開示となっており、

	全体としては一部開示となったものでございます。
	なお、これらの決定に対する審査請求につきましては
	ございませんでした。
	以上、「平成30年度自己情報の開示等の請求内容と
	処理状況」について、御説明申し上げます。
	なお、令和元年度の4月から1月までの実績でござい
	ますが、自己情報の開示請求が7人・15件、訂正請求
	が1人・7件、削除請求が1人・3件あり、合計で9人
	・25件の請求がございました。過去に削除請求は平成
	14年度に1件ございましたが、訂正請求は平成3年度
	に制度が始まって以来、初めての請求でございました。
	請求人数と件数につきましては、対前年度比で-3人・
	+3件という状況で推移しています。これらの決定に対
	して、これまでのところ1件の審査請求があり、個人情報
	報保護審査会に諮問がなされ、2月14日付けで個人情報
	報保護審査会から答申があったところでございます。
	また、これまでセンシティブ情報の取扱いや個人情報
	の本人直接収集の例外などについて、本審議会の意見を
	お聴きした事項について取りまとめました、A4版の「こ
	れまで審議会の意見を聴いた事項について」というタイ
	トルの例年と同様の資料を、それと、こちらも例年どお

	りの資料となりますが、ピンク色の「情報公開制度・個人
	情報保護制度の利用等の状況（平成30年度（2018
	年度）」という資料を配布させていただいております
	が、こちらは後ほど御覧いただきたいと思ひます。
	以上が、制度の運用状況でございます。
堀田会長	ただいまの、平成30年度自己情報の開示等の請求内
	容と処理状況についての説明に対しまして、御質問等ご
	ざいませんか。
繪面副会長	開示してくださいといらっしゃる方は、相当な決意を
	もっていらっしゃって、今のお話を伺っていると、ちゃ
	んと皆さんが1つずつを納得されているんだなと感じま
	した。また、条例を基にそれぞれの方に合った方法で御
	説明をされているんだと、これだけのことを何の問題も
	なくされてきたことについて、感謝します。
里村課長	平成30年度につきましては、繪面副会長がおっしゃ
	るとおり、特に不服申立てはございませんでしたが、令
	和元年度の4月から1月までの実績につきましては、先
	ほど口頭でも触れましたが、1件審査請求がありました。
	こちらは、個人情報保護審査会に諮問しまして、2月
	14日金曜日に答申をいただきまして、先日、審査請求
	人に裁決書を送付したところです。場合によっては、不

	服申立ては制度としてありますので、利用される方もい
	らっしゃるということです。
繪面副会長	分かりました。ありがとうございます。
堀田会長	ほかに御質問等ございませんか。
	それでは、全体を通しまして、御質問等ございませ
	か。
	ないようですので、次に（３）その他として委員の皆
	様から何か御意見、御質問等はありませんか。
	事務局からはどうですか。
里村課長	１件ございます。皆様もすでに市政はこだてや新聞報
	道で御存じかもしれませんが、今年の２月１日から、マ
	イナンバーカードをお持ちの方に対し、証明書のコンビ
	ニ交付が始まりました。実際のところ、１月末時点で函
	館市において、マイナンバーカードの交付率が１１．８
	パーセントで、全国でも１月末時点で１５パーセントく
	らいしか普及しておりません。コンビニ交付は市民部戸
	籍住民課が担当しており、１か月のコンビニ交付件数を
	２５０件と想定していたところ、２月１日から昨日２月
	２４日までの交付実績は１８９件でしたので、ほぼ想定
	に近い形で推移しております。
	これも委員の皆様御承知かもしれませんが、２０２１

	年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利
	用できるようになるということもございます。
	また、今、消費税増税後の需要平準化対策として、キ
	ャッシュレス決済をした場合にポイントが還元されます
	が、それが今年の6月で終了いたします。その代わりに、
	マイナンバーカードの普及にも資するために、今年の9
	月からQRコード決済や、あるいはn a n a c oのよう
	な電子マネーにマイナポイントが付くという制度が始ま
	ることになっております。
	そうすると、もしかしたら、マイナンバーカードを作
	る方が増えるかもしれません。現時点では、政府の想定
	では2022年度末には国民のほとんどがマイナンバー
	カードを持つという目標を掲げておりますが、今のとこ
	ろは普及に至っていないという状況でございます。皆
	様ももしマイナンバーカードをお持ちでしたら、コンビ
	ニで印鑑登録証明書などが取れますので、ぜひご利用い
	ただきたいということをお知らせさせていただきます。
	以上でございます。
堀田会長	ありがとうございます。マイナンバーカードは、運転
	免許証をお持ちでない方の身分証明書として、仕事上、
	身分確認させていただくときに利用するので、もしお近

	くの方で運転免許証がないけど何か身分証明書が欲しい
	方がいらっしゃったら、保険証には顔写真が付いていな
	いので、マイナンバーカードの方が使いやすいので、ぜ
	ひお作りいただけたらと思います。
	ほかにございませんでしょうか。
	今回の審議会は例年より少し遅くなりましたが、次の
	会議はいつくらいに予定されていますか。
里村課長	今のところは、10月か11月くらいに例年開催して
	おりますので、その辺りを想定しております。今年度に
	限っては、事務局の業務上の都合で今の時期にずれ込み
	まして、誠に申し訳ございませんでした。
堀田会長	分かりました。では、今のところは秋くらいを想定さ
	れているということで、委員の皆様方の御協力をお願い
	します。
	その他ないようでございますので、本日の会議はこれ
	をもちまして終了したいと思います。
	委員の皆様には、今日は本当にありがとうございます
	た。
	(午後3時32分終了)